

二級河川<sup>こうのうちがわ</sup>神内川水系河川整備基本方針

平成 30 年 7 月

三 重 県

## 目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
( 1 ) 河川及び流域の概要 .....	1
( 2 ) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	4
( ア ) 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減 .....	4
( イ ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 .....	5
( ウ ) 河川環境の整備と保全 .....	5
( エ ) 河川の維持管理に関する事項 .....	6
2 . 河川整備の基本となるべき事項 .....	7
( 1 ) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項 .....	7
( 2 ) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	7
( 3 ) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項 .....	8
( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項 .....	8
( 参考図 ) 神 内 川 水 系 図 .....	9

# 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

## (1) 河川及び流域の概要

神内川は、その源を三重県南端に位置する紀宝町の大烏帽子山(標高 362.4m)に発し、途中右支川船谷川、左支川滝山川、左支川芦谷川、右支川砥嶋川等を合流し、国道 42 号が横過した後に右支川飯盛川を合流し、さらに JR 紀勢本線が横過した後に紀宝町の中心市街地を流下して鵜殿港に注ぐ二級河川である。流域面積は 7.5km<sup>2</sup>、流路延長は河口から約 5.0km で、県管理区間延長は河口から約 4.4km である。流域の関係町は紀宝町 1 町であり、神内川流域は紀宝町の南東の端に位置するとともに、神内川流域の南側は和歌山県との県境でもある熊野川(新宮川)に接している。

鵜殿港の北部には熊野灘に面した七里御浜と呼ばれる海浜が続き、かつては伊勢と熊野速玉大社を結ぶ参詣道であったが、現在では、国道 42 号及び JR 紀勢本線がこの地方と関西を結ぶ主要幹線となっている。

土地利用においては、平成 26 年度で市街地が 13%、水田が 11%、その他山地及び畑・原野等が 76%となっている。昭和 50 年代の土地利用と比較すると、水田の割合が減少する一方で市街地の割合が増加しており、山際や下流部の平野部で水田が市街地として開発が進んだことが主要因と考えられる。

このように神内川は、紀宝町の中心市街地を流下していることから重要度が高い河川であるとともに、国道 42 号(紀宝バイパス)及び JR 紀勢本線が流域内を横過していることを踏まえ、河川の役割として、地域の特性に合わせて治水、利水、環境保全を組み合わせ、整備を行うことが重要となる。

流域内の年平均気温(1979 年～2016 年：熊野、熊野新鹿気象観測所)は 16.6、年平均降水量(1979 年～2016 年：熊野、熊野新鹿気象観測所)は、2,570 mm 程度であり、降水量が多い多雨地帯である。

流域の地形は熊野灘沿岸地域に属し、丘陵や台地に囲まれ、その間に分布する低地を神内川が流下しており、河口部の盛土、埋立地は比較的平坦な地形となっている。

上中下流域いずれも河川沿いの表層地質は、主に礫、砂、泥よりなる堆積物であり、その周囲には礫を主とする堆積物、凝灰岩、花崗斑岩が分布する。

神内川流域には、県指定天然記念物の神内神社樹叢や町指定天然記念物の烏止野神社叢林等の文化財が存在するほか、流域周辺にも町指定史跡の鵜殿城跡や

貴祢ヶ谷社が存在している。また、史跡指定範囲外ではあるが、熊野参詣道伊勢路も神内川流域内を横切っている。

神内川流域で発生した主な洪水被害としては、昭和 42 年の 10 月洪水（最大時間雨量 103mm）で床上浸水 66 戸、床下浸水 123 戸が発生しており、また、平成 23 年 9 月に発生した紀伊半島大水害では、発達した台風 12 号によってもたらされた豪雨（最大時間雨量 114mm）により神内川流域に土砂災害を含めた水害をもたらし、床上浸水 85 世帯、床下浸水 36 世帯の過去最大被害となった。さらに、平成 29 年 10 月（台風第 21 号）により、床上浸水 43 世帯、床下浸水 32 世帯の被害が発生した。

神内川水系における治水事業としては、河口の神内川防潮水門の整備、災害復旧事業、局部改良工事等が行われており、ほぼ全川において護岸ブロックや石積などにより護岸が整備されている。神内川の災害復旧事業は、昭和 51 災関連と昭和 57 災関連の 2 事業である。昭和 51 災関連は、昭和 51 年度から昭和 52 年度にかけて、県道 35 号から飯盛川合流点付近までの 900m 区間について、河道の整備を行ったものである。昭和 57 災関連は、昭和 57 年度から昭和 59 年度にかけて、飯盛川合流点付近から三代太郎橋までの 560m 区間について、河道の整備を行ったものである。また、神内川の災害復旧以外の局部改良工事等による河道改修は、昭和 63 年度から平成 4 年度にかけて、私橋（0.1k 付近）から北川橋（0.4k 付近）の約 300m の区間で行われた。

神内川では、水道用水、工業用水、発電用水としての取水は行われておらず、農業用水としてのみ水利用がなされている。

神内川の取水箇所は 3 箇所あり、総受益面積は約 20ha となっているが、すべて慣行水利であり、現状では取水量はほとんど把握できていない。また、三代太郎橋より上流における未改修区間の背後地には農地が広がり、洪水時には遊水地としての役割を果たしている。

神内川水系においては、内水面漁業や舟運は行われておらず、近年、渇水被害や水質の障害なども報告されていない。

河川の利用については、神内川沿川では、神内川防潮水門上流の右岸、北川橋上流の右岸から北川公園にかけての区間、JR 紀勢本線上流の右岸、国道 42 号（紀宝バイパス）上流の右岸に桜並木が整備されており、開花時期の 3 月から 4 月にかけては、特に北川橋上流右岸から北川公園が多くの人で賑わうなど、地域住民の憩いの場となっている。

また、耳切橋付近（1.4k 付近）から神内神社付近（4.0k 付近）の区間は「神内川リバーサイドコース」として散策路に利用されている。

神内川<sup>こうのうちがわ</sup>の自然環境の特徴として、河口部の神内川<sup>こうのうちがわ</sup>防潮水門を通じて鷓殿港<sup>うどのこう</sup>へ注ぐため、海浜域と河道が分断されている点にある。

魚類については、ボラ、オイカワ、カワムツが多くみられ、回遊性のニホンウナギ、アユ、ツマヨシノボリ、重要種としてニホンウナギ、カワアナゴ、ミナミメダカ等、10科19種が確認され、外来種としてオオクチバス（特定外来生物）が確認された。

底生動物については、ヌマエビの確認数が多く、モクズガニが最も広域に生息しており、26科38種が確認され、外来種としてアメリカザリガニ、スクミリンゴガイが確認された。

鳥類については、下流部のヨシ原ではオオヨシキリ、カワセミ等の休息、採餌場所として利用され、中流部以上では、川幅が狭いため、河川内を直接利用する種は少ない。重要種のハヤブサ、オオヨシキリなど20科28種が確認され、外来種は確認されていない。

植物については、下流部や中流部では流れがほとんどなく、ヨシ等の湿地性の植物やオオカナダモ等の沈水植物が優占し、上流部や最上流部では穏やかな流れがあり、ツルヨシ等の湿地性の植物が優占する。外来種はオオカナダモが下流部、中流部に優占し、重要種は確認されていない。また、紀宝町<sup>きほうちょう</sup>では町の木としてウバメガシが地域的に分布している。

両生類、爬虫類については、重要種のトノサマガエル、ニホンイシガメ等、外来種としてウシガエル（特定外来生物）6科9種が確認されている。

昆虫類については、重要種のコガネグモやヤマトアシナガバチ等、128科286種が確認されている。

また、流域の水質については、BOD 値は年によって変動があるが、2mg/L を上回る年はなく、概ね AA～A 類型の間で推移している。なお、水質環境基準の類型指定はされていない。

流域からの排水処理は浄化槽により行われているが、平成 28 年度末における汚水処理人口普及率は紀宝町<sup>きほうちょう</sup>において 49.8%となっており、今後の普及が望まれる。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、市街地等の流域の状況、地形の状況、水害発生の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮して、治水対策を進め、治水安全度の向上を図る。

また、国道42号(紀宝バイパス)及びJR紀勢本線が本水系を横過するなど交通の要衝であることを踏まえて、紀宝町と協力し、社会経済情勢との調和を図り、紀宝町の土地利用及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに段階的な整備を進め、神内川水系の総合的な保全と利用に努める。

### (ア) 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減

神内川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川改修の現状、水害発生の状況、地域の重要性及び河川利用の状況等を踏まえて、年超過確率1/30の規模の降雨に対して被害を防ぐことを目標とし、基準地点「港橋」地点において110m<sup>3</sup>/sの流量を安全に流下させるために水門改築、河道拡幅、河道掘削、護岸等の河道整備を進める。計画規模を上回る洪水、あるいは、整備途上段階における洪水や高潮の被害を最小限に抑えるよう、三代太郎橋より上流の遊水機能の維持等を含む土地利用や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を紀宝町等関係機関や地域住民と連携して推進する。

神内川流域は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による津波への対応等の地震防災に資するため、河川構造物の適正な機能維持等を図るとともに、想定される地震動、津波の影響を検証したうえで、海岸整備と一体となって、必要となる地震・津波対策を実施する。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「施設画上的津波」に対しては、津波による災害から人命や財産を守るため、関係機関や関係自治体との連携と役割分担に基づき河川管理施設等の対策を実施することにより、津波災害の防御に努める。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、人命が失われないことを最重視し、津波防災地域づくり等と一体になった総合的な津波対策の推進により減災を目指す。

また、近年全国的に、計画を超過するような大規模な災害が多発している状況を踏まえ、情報伝達及び警戒避難体制の整備や防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時からの防災意識向上や水防活動の充実に努める。

#### (イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現況流況において渇水被害や水質悪化などの問題は生じていないが、古くからおこなわれている慣行水利における取水量の把握や適切な評価が必要である。今後とも関係機関との連携のもと、適切な水利用が図れるよう努めるとともに、渇水時の情報伝達体制の整備、水利使用者相互の調整等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進し、水利秩序に配慮しつつ、合理的な水利用の促進を図る。

#### (ウ) 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和を図りつつ、<sup>こうのうちがわ</sup>神内川の流れが生み出す良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努め、川と人々の営みが共生できるような整備を推進する。

河川工事等による良好な河川環境への影響が懸念される場合には、代替措置や環境に配慮した工法及び構造の採用等により、環境への影響回避と軽減に努める。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、河川における上下流の連続性、支川・水路との連続性の確保に努める。

良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、水辺景観の維持・形成に努める。

また、川に関心をもってもらい親しみのある河川とするため、河川環境保全の意識向上や啓発に努め、地域住民や関係機関等と連携して、水質改善等の良好な水環境の保全に努める。

(エ) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため、治水上の支障とならないよう河道内の堆積土砂の除去、植生伐採等、各施設管理者との調整や地域の合意に留意しながら適切な措置を講ずる。

平常時及び洪水時等における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。また、維持補修等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持する。

関係機関や地域住民と連携し、ゴミ投棄の防止や、草刈り等の取り組みを進め、良好な河川環境の維持に努める。



## 2. 河川整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

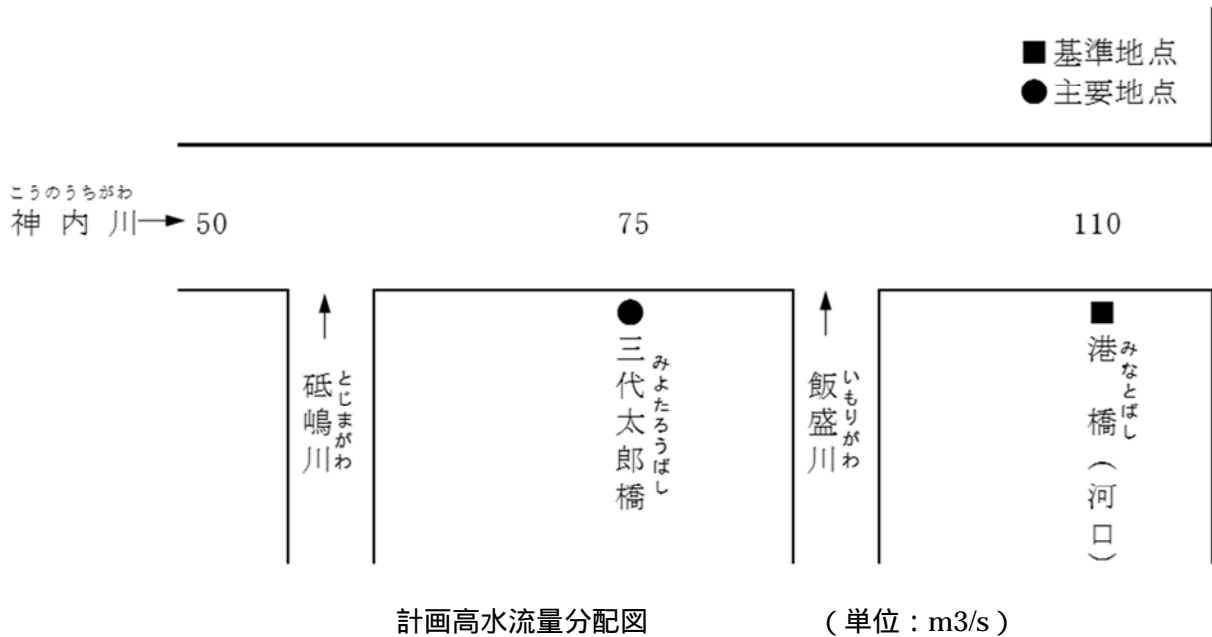
神内川こうのうちがわの基本高水のピーク流量は、年超過確率が1/30規模の降雨による洪水を検討した結果、基準地点の「港橋」みなとばしにおいて110m<sup>3</sup>/sとする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)
神内川 <small>こうのうちがわ</small>	港橋 <small>みなとばし</small> (河口)	110	110

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

神内川こうのうちがわにおける計画高水流量は、基準地点の港橋みなとばしにおいて110m<sup>3</sup>/sとする。



( 3 ) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離	計画高水位	川幅	堤防高さ
		( km )	T . P . ( m )	( m )	T . P . ( m )
ここのうちがわ 神内川	港橋 ( 河口 )	0.01	+ 1.60	20.8	+ 4.61
	三代太郎橋	1.84	+ 2.54	7.3	+2.54

注) T . P . : 東京湾平均海面

( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

ここのうちがわ  
神内川水系の河川水の利用については、学校前堰、橋爪堰、宮上堰により取水が行われている。また、ここのうちがわ  
神内川は、動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然を育む源となっている。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後流況の把握を行うとともに、取水実態や動植物の生息・生育・繁殖環境等の調査を行った上で検討するものとする。

(参考図) 神内川水系図

